

# 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について

平成30年11月21日  
千葉県教育庁  
企画管理部教育総務課  
電話 043-223-4142

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

## 1 条例案

人事委員会勧告等に基づいた給料表及び諸手当の改定等を行うもの。

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 2 その他

条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。